

## 北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第13回総会）

日時：令和8年4月22日（水）15時00分～

会場：年金審査課 会議室

### ○事務局（年金審査課長補佐）

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、北海道地方年金記録訂正審議会第13回総会を始めさせていただきます。

私は、当審議会の事務局を務めます、北海道厚生局年金審査課長補佐の菊池と申します。どうぞよろしくお願ひします。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

加えて、北海道厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましてもご了承くださいと思います。

続きまして、委員の任命についてご報告させていただきます。

北海道地方年金記録訂正審議会委員として、4月10日付で毛利委員、齊藤委員、阿部委員がそれぞれ任命されております。

本来であれば、直接任命通知をお渡しすべきところではございますが、あらかじめ机上にお配りさせていただいておりますので、恐縮ではございますが内容のご確認をお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局 神ノ田局長よりご挨拶申し上げます。

### ○北海道厚生局長

皆様こんにちは。北海道厚生局長の神ノ田でございます。

北海道地方年金記録訂正審議会第13回総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ本総会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より年金事業の適正な運用及び円滑な推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さらに、毛利委員、齊藤委員、阿部委員におかれましては、当審議会委員の任期満了に伴い、再任をお願い申し上げたところ、快くお引き受けいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、年金記録の確認及び訂正の仕組みにつきましては、平成19年度に創設され、当初は総務省の年金記録確認第三者委員会において運営されてまいりましたが、平成27年度からは厚生労働省に移管され、厚生局において恒常的な年金記録訂正手続として、審査等の事務を行っております。

厚生労働省に移管されてから既に10年以上が経過しておりますが、訂正請求の受付件数は、初年度の平成27年度には約140件、その後は概ね50件から100件の間で推移しております。直近3年の受付件数は、令和5年度が94件、令和6年度が59件、昨年度が49件となっております。

国民一人ひとりにとって、年金制度は、人生の多くの期間にわたり関わりを持つ極めて重要な制度であり、その給付額の基礎となるのが年金記録でございます。年金記録の確認及び訂正は、継続的な対応が求められる重要な課題であることから、引き続き今後の動向を注視していく必要があるものと考えております。

委員の皆様におかれましては、国民の皆様から提出された年金記録の訂正請求につきまして、引き続き中立的かつ、専門的なお立場からご審議いただきまして、公平・公正で客観的なご判断を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者を紹介いたします。

鈴木年金管理官でございます。

鈴木です。よろしくお願いいたします。

櫻田年金審査課長でございます。

櫻田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

欠端管理係長でございます。

欠端です。よろしくお願い致します。

以上でございます。

議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「議事次第」に続きまして、「資料」としまして、

- 【議題 1】 会長の選任について
- 【議題 2】 会長代行及び部会長の指名について
- 【議題 3】 令和 7 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

合計 3 点となっております。  
資料に不足等はございませんでしょうか。  
ご確認ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

当審議会の会長ですが、毛利会長が 4 月 9 日付けで審議会委員としての委嘱が一旦任期満了となっておりますので、改めて会長を選任する必要がございます。

地方年金記録審議会規則第 5 条第 3 項により「会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」こととされておりますので、現在、会長代行である岡崎委員に議事進行をお願いしたいと思っております。

岡崎会長代行、よろしく申し上げます。

#### ○岡崎会長代行

よろしく申し上げます。

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に会議の公開・非公開の取扱いについて判断します。

審議会運営規則第 9 条では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

個人情報情報の保護や公開することによって、本審議会の運営に支障をきたすような内容が含まれていない議題 1 から議題 3 までについては、公開とします。

なお、個人情報情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容については、議題 4 の「その他」でご議論いただき、非公開とします。

また、事務局が、審議会運営規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により議事要旨を作成し、会議資料や議事録と合わせて、北海道厚生局ホームページで公開します。

なお、議事録については、同条第 4 項の規定に基づき、議事録の署名人として、会長のほか、2 名の委員を会長が指名することとなっております。

このあと、会長選出後に指名することとなりますので、よろしく申し上げます。  
それでは、本日の会議の成立について、事務局から報告願います。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の櫻田でございます。

私のほうからご報告させていただきます。

本日の会議は、委員総数5名に対しまして、5名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。以上です。

【議題1】 会長の選任について

○岡崎会長代行

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」です。

「資料1」をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。

つきましては、この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いします。

○齊藤委員

毛利委員がいいのではないのでしょうか。

○岡崎会長代行

齊藤委員から毛利委員を推薦する旨、ご発言がありましたが、他の委員の皆さまはいかがでしょう。

○委員

「異議なし」の声。

○岡崎会長代行

「異議なし」ということで、毛利委員に引き続き会長の職務をお願いします。

○毛利会長

毛利でございます。また、させていただきますこととなりました。

よろしく願いいたします。また、事務局のほうも旧年どおりよろしくお願

いします。

それでは、ここからは、私のほうで議事を進めさせていただきます。

まず先程説明のあった、議事録の署名人を指名させていただきます。

齊藤委員と阿部委員を指名させていただきますので、お願いできますでしょうか。

○齊藤委員・阿部委員

はい。

○毛利会長

ありがとうございます。

事務局は、議事録が整理でき次第、私と齊藤委員、阿部委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらっていただければと思います。

## 【議題 2】 会長代行及び部会長の指名について

○毛利会長

それでは、2番目の議題に入ります。

2番目の議題は、「会長代行及び部会長の指名について」でございます。

「資料 2」をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第 5 条第 3 項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第 6 条第 3 項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

第 5 項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

これらの規定に基づき、私のほうで「会長代行」及び「部会長」を指名させていただきます。

事務局は、「会長代行」、及び「部会長」の指名に関する資料を配付いただけますでしょうか。

※追加資料配付

○毛利会長

それでは、ただいま配布しました「追加資料」をご覧くださいませでしょうか。

まず、会長代行には、引き続き岡崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○岡崎委員

分かりました。

○毛利会長

岡崎会長代行におかれましては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は、会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて、「部会長」を指名します。

部会は、岡崎委員、阿部委員、齊藤委員、長野委員と、私の5名で構成し、部会長は私が兼任します。

部会長代理は、岡崎委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岡崎委員

はい、承知しました。

○毛利会長

「会長代行」及び「部会長」の指名は以上となります。

今後、総会及び部会については、必要な都度、会長及び部会長である私が招集させていただきます。

委員の皆様におかれましては、その都度、北海道厚生局長から諮問のあった、年金記録訂正請求の個別案件をご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

### 【議題3】 令和7年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

○毛利会長

続きまして、議題の3番目ですけれども、令和7年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について、でございます。

事務局のほうからご説明をお願いできますでしょうか。

○事務局（年金審査課管理係長）

それでは、お手元に配布しております「議題3 令和7年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、私のほうからご説明をさせていただきます。恐

縮ではございますが、座ったまま説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

こちらの棒グラフは、年金記録問題に対処するため、総務省に年金記録確認地方第三者委員会が設置された平成19年度当時からの、北海道における受付件数と処理件数の推移です。

上段の受付件数は、ご覧のとおり、平成22年度をピークに減少し、厚生労働省北海道厚生局に、年金審査課が設置された初年度の平成27年度の受付件数は141件でした。

平成28年度以降は、概ね50件から100件の間で推移しており、令和7年度は49件の受付という状況です。

続いて、下段は処理件数の推移です。決定した件数のほか、取下げられた件数も含んでいますが、こちらも受付件数と同様、平成22年度をピークに、厚生労働省北海道厚生局に年金審査課が設置された初年度の、平成27年度以降概ね、50件から100件の間で推移しており、令和7年度は49件の処理件数という状況です。

続いて、2ページをご覧ください。

上段左側の棒グラフは、北海道地方年金記録訂正審議会における不訂正事案件数と口頭意見陳述の実施状況でございます。

不訂正事案とは、年金記録訂正の請求を受付けたものの、当局の調査結果から、年金記録訂正を行わなかった事案となります。

口頭意見陳述につきましては、訂正請求者から希望があった場合、陳述する内容を確認の上、当審議会では実施の可否を判断していただいているところです。

令和7年度は、不訂正事案17件に対して口頭意見陳述2件の実施となりました。

続きまして、上段右側の囲いの中は、当審議会の部会の体制及び委員数、そして部会の開催実績と1回当たりの平均審議件数の推移です。

部会の体制につきましては、平成27年度当初は、3部会制で、1部会に4人の委員で、総勢12人の委員がおりましたが、受付件数の減少に伴い、規模を縮小していき、令和元年度より、現在の1部会5人の委員体制となっております。

部会の開催数につきましては、令和7年度は19回、1回あたりの平均審議件数は、2.26件となっております、1回の部会で2件から3件ご審議をいただいております。

令和6年度と比較しますと、回数は1回少なく、1回あたりの審議件数は、1.64件減となりました。

下段の表は、令和7年度の北海道厚生局における年金記録訂正処理状況になります。

表の一番下の列の合計欄でご説明いたしますが、括弧内の 11 件は、令和 6 年度からの繰り越しした件数となります。これに、令和 7 年度中の受付件数 49 件を合わせた 60 件が、令和 7 年度中の処理対象となっております。

このうち処分決定したものが 39 件、取下げ等は 10 件ございましたので、差し引きした 11 件が、令和 8 年度への繰越件数となります。

続きまして、3 ページから 5 ページですが、これは厚生労働省のホームページで毎月、更新・公表されている全国版の受付・処理状況の資料となります。

最初に 3 ページをご覧ください。

訂正請求に係る全国の受付・処理状況です。

記載されている件数は、令和 8 年 2 月の単月と、年金記録訂正業務が総務省から厚生労働省に移行された後の、平成 27 年 3 月から令和 8 年 2 月までの累計件数となっております。

左側の単月の件数を見ますと、厚生年金保険の処理件数が 525 件で、そのうち日本年金機構の記録訂正が 462 件となっておりますので、厚生年金保険は、ほとんどが日本年金機構で記録訂正されていることが分かります。

また、国民年金の処理件数は 26 件で、そのうち 2 件が日本年金機構で記録訂正されています。国民年金は、ほとんどが厚生局で処理されており、20 件が不訂正となっております。

受付件数で見ますと、国民年金は 20 件、厚生年金保険は 508 件ですので、25 倍以上の差がある中、厚生局で処理した事案に係る不訂正決定件数は、国民年金 20 件に対し、厚生年金保険は 13 件という状況です。

続いて 4 ページ、5 ページをご覧ください。

こちら、令和 8 年 2 月の単月分と平成 27 年 3 月から令和 8 年 2 月までの各厚生局、厚生支局、分室の受付件数、処理件数を制度別等に区分した表です。

4 ページの単月と 5 ページの平成 27 年度からの累計では、年度別の累計がないため、現在の状況が分かりづらいものとなっておりますが、参考程度に後ほどご確認いただければと思います。

次に、6 ページ以降の資料をご覧ください。

6 ページ以降の資料は、昨年 12 月に開催されました、第 13 回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものととなります。

なお、この資料につきましては、詳細な説明は省略させていただき、後ほどお読み取りいただければと思います。

以上簡単ではございますが、令和 7 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○毛利会長

はい、ありがとうございます。

ただいまのご報告について、ご質問等はございますでしょうか。

集計の仕方です。昨年度から変わったところとかは、ありましたか。

○事務局（年金審査課長補佐）

ございます。こちら令和7年12月の事業状況の資料でございますが、構成が若干違っているところがありまして、昨年度は、部会の開催状況、中央下の19ページのところを見ますと、部会の開催状況ということで、令和6年度の各厚生局の開催状況の件数が記載されております。

昨年度は、口頭意見陳述の表もあったのですが、今年度の資料からは省略されているような形になっております。

○毛利会長

昨年は、あれでしたっけ、うちが5件あって、それで全国的にはそれだけだったんでしたっけ。

○事務局（年金審査課長補佐）

昨年度は、その前に載っていたのは、全厚生局0件。

○毛利会長

全厚生局0件。

○事務局（年金審査課長補佐）

その次の年は、先程の資料を見ていただいたところ、令和6年度北海道厚生局では5件あったのですが、他局では何件実施したのかは、資料からはちょっと分からないような状況となっております。

○毛利会長

了解です。

他に何かご質問等、大丈夫ですか。

よろしいですかね。

では、次の議題にいきたいと思っております。

【議題 4】 その他

○毛利会長

次の議題は、「その他」についてです。

冒頭、お話ししましたとおり、ここからは個人情報の保護等、本審議の運営に支障をきたすような内容の議論をいたしますので、「非公開」とさせていただきます。

《以後非公開》